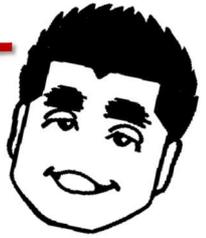


◆労働時間削減！業績維持！の具体策◆ =2月満席・追加開催!!=

2019年4月改正事項への実務対応セミナー

労働時間上限規制と年次有給休暇5日義務化



いよいよ働き方改革関連法が2019年4月より順次施行されます・・・

社労士 村松

まずは今春までに労働時間の上限規制（中小企業は2020年4月施行）や年次有給休暇5日取得義務化への対応を最優先に行わなければなりません。

セミナーでは、さらに“プラスアルファ”として・・・

法改正の詳細解説はもちろんですが、業務の遂行方法や社員の行動の改善を通じて、成果を落とさず労働時間を削減するための生産性向上策についてもお伝えいたします。

日時	3/7 (木) 14:00~16:00	
場所	アクトシティ浜松 研修交流センター 402 会議室 (静岡県浜松市中区板屋町 111-1)	
定員	30名 (先着順)	
参加費	一般企業様	15,000円 (税別)
	西推連会員様	10,000円 (税別)
	顧問先企業様	5,000円 (税別)
※ 参加者特典 ※ 年次有給休暇管理システム		
講師	特定社会保険労務士 戦略経営MBA 村松貴通	

セミナーの内容

- 1.労働時間上限規制の内容と対応方法
- 2.今春から36協定はこう変わる
- 3.これからの労働時間管理のポイント
- 4.年次有給休暇5日取得義務化のポイント
- 5.ホワイト企業が取り組む生産性向上策
- 6.その他

※ 参加者特典 ※

『年次有給休暇管理システム』プレゼント

「Microsoft Office 2013」エクセルで作成した年次有給休暇管理ツールです。計算式が設定されていますので、従業員情報を入力すると、すぐに使用できます。開催日後、メールにて送信いたします。

- 自社でのルールに則り、任意の1年間を指定できる
- 比例付与のケースにも柔軟に対応できる
- 個人別管理簿の作成も容易

お申込みをお待ちしております！

FAX

053-586-5579

参加します【3/7(木)】

西推連会員 (該当の場合 ✓ を記入願います)

事業所名		業種	従業員数	名
所在地				
役職(所属)	氏名	E-mail アドレス		
		電話	()	—
		FAX	()	—

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 静岡県浜松市浜北区本沢合 829

TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索